

別紙

【審査基準】

評価細目ごとに採点を行う。最低点は0点とし、配点は下表のとおりとする。

評価合計点は、各評価項目の配点の合計とする。ただし、過去の処分歴等に関する評価細目に該当する場合は、下表に定める減点を行う。

評価区分	評価項目	評価細目	配点(詳細)	配点(100点満点)
企画等	会社概要及び財務状況	会社概要及び財務状況	10	10
		自治体の納付推進センター業務、コンプライアンスへの考え方		
	業務体制評価	電話勧奨業務(市税等、国保等)における業務体制	5	25
		財産調査・他市照会等業務(市税等・国保等)における業務体制	5	
		指揮命令系統(責任体制)、既雇用者の継続雇用への考え方	5	
		繁忙期等の業務応援・支援体制	5	
		契約日から履行開始日までの準備スケジュール(人員確保等)	5	
		管理責任者及び業務従事者の体制並びに経験者、有資格者の配置	5	
	業務内容評価	電話勧奨業務(市税等、国保等)に対する考え方	5	25
		電話勧奨業務の収納率向上に関する考え方	5	
		財産調査・他市照会等業務における業務効率化に関する考え方	5	
		電話勧奨業務における発注者(各債権担当課)との連携	5	
		電話勧奨業務におけるトラブル処理(不当要求やクレーム等)の流れ及びその具体的な解決策	5	
		各業務におけるデータ入力処理に関する誤入力等チェック体制		
	人材育成評価	管理責任者や業務従事者に対する研修体制	3	6
業務に関するOJT研修(個別研修)の考え方		3		
情報及び危機管理評価	個人情報漏えいの未然防止、発生時の対応	3	9	
	事故及び災害等の緊急事態時の対応	3		
	事故及び災害等発生時における本市への協力	3		
実績	業務実績 ※平成28年4月1日以降の実績(様式6号)を基に判定する。 ※複数の評価細目に該当する場合、最も高い配点にて採点する。	電話勧奨業務(コールセンター業務)、人口30万人以上、2件以上	5	5
		電話勧奨業務(コールセンター業務)、人口30万人以上、1件のみ	3	
		電話勧奨業務(コールセンター業務)、人口30万人未満、1件以上	1	
		実績なし	0	
価格	見積金額評価 ※月額提案価格及び月額提案上限額は税込で計算する。 ※小数点以下は切捨てとする。	A: 月額提案価格(見積書記載額) B: 月額提案上限額(2,887,500円) C: 月額最低提案価格	①配点(20点) — $\frac{(A - C)}{(B - C)} \times$ 配点(20点) ②A>Bの場合は、失格	20
		合計		
過去の処分歴等	※②から⑤について停止または除外期間の終期もしくは契約解除日が募集開始日の1年以上前の場合は、当該算定結果に0.5を乗ずる。 ※②から⑤について国・豊中市以外の地方自治体による場合は、当該算定結果に0.5を乗ずる。	【入札参加停止(除外)措置】	0 ▲ 1 ▲ 2 ▲ 2 ▲ 1	/
		①措置を受けたことがない		
		②参加停止(除外)措置が6カ月未満の場合		
		③参加停止(除外)措置が6カ月以上の場合		
		【契約解除(指定管理者の指定取消し措置含む。)措置】		
④過去に契約履行において契約解除を受けたことがある場合 ※1件ごとに加算とする				
【文書による警告措置】	⑤過去又は現在継続中の契約履行において不誠実行為又は不履行等を理由に文書による警告(勧告・命令等含む。)を受けたことがある場合 ※1件ごとに加算とする			